

## 投資信託自動けいぞく（累積）投資約款

### 第1条（約款の趣旨）

この約款は、お客様（以下「申込者」といいます。）が株式会社佐賀銀行（以下「当行」といいます。）の選定した投資信託の中から（以下、「指定投資信託」といいます。）、買付代金にあてるための申込者による払込金のほか、当行が申込者に代わって受領した当該投資信託の収益分配金を、申込者による当該投資信託の累積投資取引（当行が申込者からお預かりした金銭を対価として、あらかじめ定められた有価証券を定型的かつ継続的に取得していただく取引をいいます。）に係る口座（以下、「自動けいぞく（累積）投資口座」といいます。）に繰入れてお預りし、その金額をもって、当該投資信託の目論見書に記載するところにより、当該投資信託の買付けを行う取引の取り決めです。当行はこの約款にしたがって、累積投資契約（以下「契約」といいます。）を申込者と締結いたします。

### 第2条（申込方法）

1. 申込者は指定投資信託の中から、所定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名捺印し、これを当行に提出することによって契約を申込みのものとし、当行が承諾した場合に限り取引を開始するものとします。この場合には、当該投資信託の累積投資取引の委任に関する契約が締結され、当該投資信託の自動けいぞく（累積）投資口座が開設されます。ただし、すでにほかの累積投資において契約が締結されているときは、1回目の払込金の払込みをもって契約の申込が行われたものとします。
2. 上記1. ただし書きにもとづき、口座を設定した場合には、自動けいぞく（累積）投資口座開設のご案内を遅滞なく送付または交付します。
3. 当行が累積投資取引の対象として定める指定投資信託のうち、別に定める非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する規定（以下「当該規定」といいます。）に定める特定累積投資勘定に係る累積投資契約に基づき、申込者が、非課税口座に設けられた特定累積投資勘定で行う取引（以下「つみたて投資枠」といいます。）での取得のお申込みをすることができる指定投資信託の銘柄については、つみたて投資枠以外の累積投資取引による取得のお申込みや、累積投資取引によらない取得のお申込みをすることはできません。

### 第3条（金銭の払込み）

申込者は自動けいぞく（累積）投資口座を設定した指定投資信託の買付けにあてるため、1回の払込につき当該投資信託の目論見書の最低申込単位等の条件を満たした金銭（以下「払込金」といいます。）をその口座に払込むことができます。ただし1回目の払込金は、これを契約の申込時に払込むものとし、2回目以降は随時払込むものいたします。

### 第4条（買付時期・価額）

1. 当行は申込者から指定投資信託買付けの申込があったときは、当該投資信託の目論見書に記載するところ（記載がない場合は当行所定の方法）により、遅滞なく当該投資信託の買付けを行います。
2. 前項の買付価額は買付日の価額に所定の手数料および消費税を加えた金額といたします。ただし、つみたて投資枠に係る投資信託受益権のお取引については、販売および解約に係る手数料ならびに取引口座の管理、維持等にかかる口座管理料はいただいております。
3. 買付けられた指定投資信託の所有権ならびにその果実または元本に対する請求権は、当該買付けのあった日から申込者に帰属するものいたします。

## 第5条（記載または記録）

1. この契約により買付けられた指定投資信託はすべて当行において投資信託受益権振替決済口座へ記載または記録いたします。投資信託受益権振替決済口座の取扱については、別に定める「投資信託受益権振替決済口座管理規定」に従うものとします。
2. 累積投資取引のうち自動積立投信の申込方法等については「投資信託定時定額購入契約規定」によるものとし、つみたて投資枠でのお申込みをされる場合には、当該約款の規定にも従うものとします。

## 第6条（果実の再投資）

前条の記載または記録にかかる指定投資信託の果実は、申込者に代わって当行が受領のうち、当該申込者の自動けいぞく(累積)投資口座に繰入れ、その全額をもって当該投資信託の目論見書に記載するところに従い買付けます。なお、この場合、買付けの手数料は無料とします。

## 第7条（返還）

1. 当行は、この契約にもとづく指定投資信託について、申込者からその返還を請求されたときは当該投資信託の目論見書の記載するところに従い換金のうえ、その代金を返還いたします。この場合の価額は、当該投資信託の目論見書の記載するところによるものといたします。
2. 前項の請求は、当行所定の手続きによってこれを行うものとします。

## 第8条（解約）

1. この契約は、次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものといたします。
  - (1) 申込者から解約の申し出があったとき。
  - (2) 当行が、累積投資業務を営むことができなくなったとき。
  - (3) この契約にかかる指定投資信託が償還されたとき。
  - (4) やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき。
  - (5) 自動けいぞく(累積)投資口座を設定した指定投資信託について、一定期間残高がないとき。
2. この契約が解約されたとき、前項(5)の場合を除き、当行は遅滞なく記録または記載中の指定投資信託を第7条に準じて、申込者に返還いたします。

## 第9条（申込事項等の変更）

1. 改名、転居および届出印の変更など申込事項に変更があったときは、申込者は所定の手続きにより、遅滞なく当行に届出いただきます。
2. 前項のお届出があったとき、当行は、戸籍抄本、印鑑証明書、その他当行が必要と認める書類等をご提示いただくことがあります。

## 第10条（約款の変更）

この約款の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

## 第11条（その他）

1. 当行はこの契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。
2. 当行は、次の各号によって生じた損害については、その責を負いません。
  - (1) 届出印の押捺された所定の手続きにより、この契約に基づく指定投資信託返還代金

の金銭を返還した場合。

(2) 印影が届出印と相違するためにこの契約に基づく指定投資信託返還代金の金銭を返還しなかった場合。

(3) 天災地変その他不可抗力により、この契約に基づく指定投資信託の買付けもしくは指定投資信託返還代金の金銭の返還が遅延した場合。

3. この契約について、当行が届出のあった名称、住所にあてて通知又はその他の書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

以上  
(2024.1)